

指 導 監 査 基 準

(児童厚生施設編)

【令和8年度適用】

※以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知	略称
1	昭和22年12月12日 法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	令和3年3月26日 条例第13号「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	最低基準
3	昭和23年12月29日 厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	基準省令
4	平成2年8月7日 発児第123号「児童館の設置運営について」(最終改正:平成24年5月15日)	設置運営要綱
5	平成2年8月7日 発児第967号「児童館の設置運営について」(最終改正:平成16年3月26日)	局長通知
6	令和6年12月3日 成環第300号「児童館ガイドラインの改正について」	ガイドライン
7	令和6年12月3日 成環第301号「児童館ガイドラインについて(通知)」	課長通知
8	平成15年5月30日 法律第57号「個人情報保護に関する法律」	個人情報保護法
9	平成3年5月15日 法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
10	昭和47年7月1日 法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	男女雇用機会均等法
11	昭和60年9月21日 社施第102号「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第102号通知
12	平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(最終改正:令和4年3月14日)	雇児発0427第7号通知
13	平成29年3月29日 雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	雇児総発0329第1号通知
14	平成16年3月12日 雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(最終改正:令和7年3月31日)	雇児発第0312001号通知
15	平成16年3月12日 雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(最終改正:令和7年3月31日)	雇児福発第0312002号通知
16	平成13年7月23日 雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(最終改正:平成30年3月30日)	雇児発第488号通知
17	令和7年3月21日 成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(最終改正:令和8年3月30日)	成事第175号通知

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に求める対応	指摘区分
A 理事会への付議が必要な事項 (=法人・施設運営に大きな影響を与える事項等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2)計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3)改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
B 理事会への付議を要しない事項 (=軽微な法令違反等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答	B-1-(1)
		(2)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)	理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
	2 改善を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)	口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

	目	次
○児童厚生施設(児童館・児童センター)		
I 処遇		
1 児童福祉の基本理念	1	
2 活動内容	1～3	
3 健康・安全の状況	3	
4 感染症対策等	4	
5 個人情報保護及び秘密の保持	4～5	
6 苦情解決	5	
7 事故防止	5	
8 安全対策	6～7	
9 サービスの質の評価等	7	
II 設備		
1 建物設備の状況	8	
2 衛生管理	9	
III 運営		
1 組織・運営管理規程	9～10	
2 職員配置	10～11	
3 職場倫理	11	
4 児童対象性暴力等の防止等のための措置	12～13	
IV 職員の処遇		
1 就業規則等の整備	13	
2 ハラスメントの防止	13	
3 労働条件の明示	13	
4 職員関係、帳簿の整備	14	
5 給与規程の作成	14	
6 賃金の一部の控除協定	14	
7 労働時間及び雇用管理等	14	
8 休憩、休日	15	
9 時間外労働及び休日労働協定	15	
10 時間外労働及び休日労働に 対する割増賃金の支給		15
11 有給休暇		15
12 育児・介護休業規程		15
13 監視又は継続的労働に従事する者に 対する適用除外許可申請		16
14 社会保険への加入		16
15 健康診断の実施等職員の健康管理、 安全衛生管理体制の整備		16
16 職員研修及び職員の定着化		16
17 解雇		16
V 非常災害対策		
1 防火安全対策(火災)		17～18
2 地震、津波災害対策		18～19
3 風水害、土砂災害対策		19～20
4 原子力災害対策		20
5 備蓄品の確保		20
6 福祉避難所の指定等		20
7 業務継続計画(BCP)の策定		21
VI 防犯対策		
1 防犯体制		21
2 防犯対策の点検状況		21
VII その他		
1 会計経理(全般)		22
2 現金・預金の管理等		22
3 入札方法、契約手続等		22
4 運営費(措置費)の運用		23
5 その他支出		23

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
I 処遇			
1 児童福祉の基本理念			
<p>1 児童を権利をもつ主体として位置付け、その人格を尊重するとともに、児童の最善の利益の保障を第一義として活動を行っているか。</p> <p>【留意点】 ・児童館は、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法並びにこども基本法の理念にのっとり、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるようこどもの育成に努めなければならない。</p> <p>《「児童の権利に関する条約」の一般原則》 ①生命、生存及び発達に対する権利 ②児童の最善の利益 ③児童の意見の尊重 ④差別の禁止</p> <p>・児童館は、職員自ら進んでこどもの権利について学習を行ったうえで、活動や支援をする必要がある。 ・児童館は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておき、事案発生時には適切に対応する必要がある。</p>	<p>児童の権利に関する条約第3条 児童福祉法第1条 最低基準第3条 (基準省令第5条) ガイドライン第1章1、4 課長通知</p>	<p>(1)児童の権利及び人格を尊重した活動が行われていないので改善すること。 (2)児童館職員の自発的なこどもの権利に関する学習が行われていないので、職員の学習機会の確保に努めること。 (3)こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法が定められていないので、策定すること。 (4)対応方法について、児童への周知がなされていない(又は不十分である)ので改善すること。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(2) B-1-(1) B-1-(2)</p>
<p>2 児童が自由に自己の意見を表明し、参加する権利を保障しているか。</p> <p>【留意点】 ・こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見形成への支援、意見聴取を行い、意見反映に努めること。</p>	<p>児童の権利に関する条約第12条 児童福祉法第2条 ガイドライン第1章4 ガイドライン第4章3</p>	<p>(1)児童の意見表明権が保障されていないので改善すること。 (2)意見形成への支援等が不十分であるので、取り組むこと。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(2)</p>
<p>3 児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>児童の権利に関する条約第2条 最低基準第3条 (基準省令第9条)</p>	<p>(1)特定の属性を有していること等を理由に、児童に対し差別的な取扱いをしているので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
2 活動内容			
<p>1 利用児童の把握がされているか。 児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。</p> <p>【留意点】 利用対象児童は、すべての児童とする。 ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児、小学校1年～3年の少年及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすること。 乳幼児は保護者とともに利用する。 児童センターにあつては、特に運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先すること。</p> <p>2 配慮を必要とするこどもの受入体制や適切な対応体制があるか。</p> <p>【留意点】 ・障がいのあるこども、社会的・文化的な困難を抱えるこどもを受け入れ、活動内容や環境など児童館が安心できる居場所となるよう配慮すること。 ・福祉的な課題のあるこどもに対し関係機関と連携した適切な支援を行うこと。</p>	<p>局長通知 1(3)イ 最低基準第3条 (基準省令第14条) ガイドライン第6章3(2) ① ガイドライン第4章4.5(2) ①</p>	<p>(1)利用児童の把握を適切に行っていないので改善すること。 (2)配慮を必要とする児童等の状況や課題に応じて必要な配慮を行うこと。</p>	<p>B-1-(1) B-2</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>2 遊びの指導が適切に行われているか。 (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮されているか。 (イ) 運動遊びや劇遊び等が行われているか。 (ウ) 遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導が行われているか。 (エ) 幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的・継続的に行われているか。 【留意点】 ① こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を促進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、こどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするように援助すること。 ② こどもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。 ③ こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるよう援助すること。</p>	<p>局長通知 1(3)ウ ガイドライン第4章1 最低基準第3条 (基準省令第39条)</p>	<p>(1) 遊びの指導を適切に行っていないので改善すること。 (2) 児童の自発的な活動について、自主性の尊重及び必要に応じた援助が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(2) B-2</p>
	<p>3 こどもの居場所の提供が適切に行われているか。 児童館は、こどもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。 【留意点】 ・児童館は、中・高校生世代でも利用できる施設である。受け入れに際しては、開館時間等について、実際に利用可能な環境づくりに努めること。 ・児童館は、災害発生直後には、地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・遊び場として機能するよう努めること。 ・新たな居場所づくりとして、SNS等の空間も居場所となり、特別なニーズを持つこどもや地域性を忌避する傾向のあるこども等にとって初めの一歩としてつながりやすい。オンラインやSNSを活用した相談や交流等、新たな居場所づくりを検討すること。</p>	<p>課長通知 ガイドライン第4章2</p>	<p>(1) 児童の多様なニーズに対して、居場所としての機能が十分果たされていないので、更なる機能強化に努めること。 (2) 児童が安心して過ごせる居場所となるよう環境(時間、空間、職員配置、事業内容等)の整備に努めること。</p>	<p>B-2 B-2</p>
	<p>4 体力増進指導が適切に行われているか。(児童センター) (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮しているか。 なお、幼児の集団指導においては、母親の参加も得ることが望ましい。 (イ) 季節及び地域の実情に応じた指導計画を策定して行い、継続的に実施されているか。 (ウ) 身体の虚弱な児童等を対象とする場合には、特に医師の意見を徴しているか。 【留意点】 ・指導内容 運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。 また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。 なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。 ・指導の方法 体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者(ボランティア)の積極的な協力を得て行うものとする。 ・その他 体力増進指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。</p>	<p>局長通知 2(3)イ 設置運営要綱 第3 3(3) 7</p>	<p>(1) 体力増進指導を適切に行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>5 年長児童指導が適正に行われているか。(児童センター)</p> <p>(ア) 児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮されているか。</p> <p>(イ) 地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援が得られているか。</p> <p>(ウ) 年長児童と幼児・小学生等の利用が、円滑に行われるよう配慮されているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容 指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。 また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。 ・指導の方法 年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者(ボランティア)等の積極的な協力を得て行うものとする。 ・その他 年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。 	<p>局長通知 2(3)ウ</p> <p>設置運営要綱 第3 3(3) 1</p>	<p>(1)年長児童指導を適切に行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>6 地域社会及び関係機関等との連携を適切に行っているか。</p> <p>(ア) 保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ているか。</p> <p>(イ) 遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者(ボランティア)に協力を求めるとともに、その養成に努めているか。</p> <p>(ウ) こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切にソーシャルワークを展開しているか。</p> <p>(エ) 地域及び関係機関とのネットワークを活用し、地域における居場所づくりの取組をコーディネート(情報収集・発信や調整等)することに努めているか。</p>	<p>局長通知 1(3)オ</p> <p>ガイドライン第3章3</p> <p>ガイドライン第8章</p>	<p>(1)関係機関との連携を適切に行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>3 健康・安全の状況</p>				
	<p>1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。(使用期限、保管場所)</p> <p>【留意点】</p> <p>児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>①薬品……………消毒液、軟膏、湿布薬など。</p> <p>②包帯材料他…ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、包帯など。</p> <p>③器具他……………ピンセット、はさみ、体温計、冷却シート等、身体測定用具など。</p> <p>④薬品の管理…定期的に点検して、必要があれば新品と取替え古い物は捨てる。また、薬品名が不明のものは廃棄する。</p> <p>※AEDの設置が望ましい。</p>	<p>最低基準第3条</p> <p>(基準省令第10条)</p> <p>ガイドライン第7章1</p>	<p>(1)必要な医薬品等の整備・管理を適正に行うこと。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>2 緊急時の対応を適正に行うために必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 緊急時の連絡先(医療機関等)について把握されているか。また、職員間及び嘱託医等との連携体制が整備されているか。</p> <p>(2) 救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)の実技講習を定期的に受けているか。また、施設内で研修・訓練を行っているか。</p>	<p>ガイドライン第7章1</p> <p>「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R4.12.21 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1)職員間及び嘱託医等との連携体制が整備されていないので整備すること。</p> <p>(2)救急対応の実技講習を定期的に受講していないので受講すること。</p> <p>(3)救急対応の施設内訓練等を実施していないので実施すること。</p>	<p>A-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 感染症対策等			
<p>1 食中毒及び感染症対策は万全か。また、保健所と連携し助言指導を受けた場合は改善しているか。 当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 感染症の予防対策を講じているか。 (2) 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。 (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>【留意点】 ① 社会福祉施設は集団生活の場であり、衛生管理上特に配慮を要するものである。当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(感染症マニュアルの作成、年1回以上の研修の実施等) ② メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、ノロウイルス等の施設内感染防止及び腸管出血性大腸菌等の食中毒などの防止については、万全を期すこと。 ③ 感染症等の発生時には、医療機関等との連携を図るとともに、速やかに主管部局及び保健所へ報告すること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条)</p> <p>ガイドライン第7章3</p> <p>「社会福祉施設等における感染症等発生時における報告について」 (H17.2.22 雇児発第0222001号他)</p>	<p>(1) 食中毒及び感染症の予防対策を講じていないので改善すること。</p> <p>(2) 感染症発生時、速やかに保健所等に報告がされていないので改善すること。</p> <p>(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(2)</p>
5 個人情報保護及び秘密の保持			
<p>1 個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。 【具体的内容】 (1) 利用目的をできる限り特定すること。 (2) 本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合等は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならない。また、あらかじめその利用目的を公表している場合(事務所に掲示、ホームページへ掲載等)を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないこと。 (3) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人(未成年者及び被後見人の場合は、法定代理人、知的障がい者の場合は本人及び家族)の同意を得ること。 (4) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこと。</p>	<p>個人情報保護法第15～第27条</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第14条の2)</p> <p>ガイドライン第6章3(4)</p>	<p>(1) 個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護について、保護者にあらかじめ文書等による同意をとること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>2 個人データの漏えいの防止等のため、必要かつ適切な措置を講じているか。 【具体的内容】 (1) 個人情報保護に関する規程の整備、公表 (2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備(管理者、監督者等の設置) (3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備 (4) 入退館(室)管理の実施、機器等の固定等の物理的保護、アクセス管理等の技術的安全管理措置の実施 (5) 従業者の個人情報保護に関する規程の整備 (雇用契約書や就業規則において在職中及び離職後の守秘義務を課することなど) (6) 職員(派遣労働者、ボランティア、実習生を含む。)からの誓約書の徴取等 (7) 従業者に対する教育研修の実施 (8) 業務委託における個人情報の安全管理のための措置を盛り込んだ委託契約書の作成 (委託者が定める安全管理措置を受託者の義務とすることなど)</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」 (H28.11 個人情報保護委員会)(最終改正: R7.4)</p>	<p>(1) 個人情報保護について必要な措置が不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>3 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供していないか。 【具体的内容】 (1) 第三者に対し個人データを提供するには、本人の同意を得る必要がある。 (2) ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。 ア) 法令に基づく場合。 イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(急病のため、医師に状況を説明する場合等)</p>		<p>(1) 個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人に同意をとること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>ウ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合等)</p> <p>エ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(3)個人情報保護法第21条の規定に基づき利用目的として第三者に提供することを公表している場合であっても、第27条に基づき本人の同意が必要となる。</p> <p>4 本人から保有個人データの開示を求められたときには、遅滞なく開示しているか。 【具体的内容】 (1)本人から保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく開示しなければならない。 (2)ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。 イ)当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 ウ)他の法令に違反することとなる場合。</p>		<p>(1)本人から保有個人データの開示請求を求められたときは、遅滞なく開示すること。</p>	B-1-(1)
6 苦情解決				
	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>2 施設内への掲示、文書の配布等により苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。</p> <p>3 苦情の内容を記録しているか。</p> <p>4 苦情の内容を公表しているか。</p> <p>【留意点】 社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置するなど、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p>	<p>社会福祉法第82条 最低基準第3条 (基準省令第14条の3) ガイドライン第6章3(5)</p> <p>「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(H12.6.7 児発第575号他)(最終改正:H29.3.7)</p>	<p>(1)苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続を明確にすること。</p> <p>(2)苦情解決責任者、苦情受付担当を設置すること。</p> <p>(3)第三者委員を設置すること。</p> <p>(4)苦情解決の仕組み等を周知すること。</p> <p>(5)苦情内容の記録簿を整備すること。</p> <p>(6)苦情の有無及び解決結果等を公表すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
7 事故防止				
	<p>1 児童の事故防止のための取組みを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の恐れのある場所等の再点検 ・職員の危機意識向上研修 ・点検事項遵守の定期的検証 ・事故防止、事故発生時対応マニュアル等の作成 <p>2 事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成しているか。かつ、事故防止、予防策の検討をし、職員全員に周知しているか。</p> <p>3 損害賠償保険に加入しているか。</p> <p>4 事故やケガ、体調不良等については、速やかに保護者へ連絡しているか。</p> <p>5 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町に報告しているか。</p>	<p>ガイドライン第6章3(2) ②、第7章1</p> <p>「児童福祉施設等における児童の安全確保について」(H13.6.15 雇児総発第402号)</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第40条)</p>	<p>(1)事故防止のための取組みを行っていないので改善すること。</p> <p>(2)事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成すること。</p> <p>(3)事故やケガ等について、速やかに連絡・報告すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>8 安全対策</p> <p>1 児童の安全確保のための取組みを計画的に実施するための計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 (1)安全計画を策定しているか。 【留意点】 ①安全計画では、児童館の設備の安全点検の実施に関すること、児童厚生員等の職員や児童に対し、施設内での活動時はもちろん、遠足等の施設外の活動時や、児童館が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること、安全確保に係る取組み等を確実に実行するための職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであることが求められる。 ②児童の安全確保に関する取組みを計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、①の取組みについての年間スケジュールを定める必要がある。 ③安全計画の作成に当たっては、児童館が行う児童の安全確保に関する取組みと実施時期を整理し、必要な取組みを安全計画に盛り込む必要がある。</p> <p>(2)安全計画について職員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3)児童の保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取組みの内容等を周知するよう努めているか。 (4)定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p> <p>2 施設・設備等の安全管理が適切に行われているか。 (1)施設・設備等について、日常の点検チェックや定期的な安全点検が行われているか。 【留意点】 ① 備品、遊具等や防火設備、避難経路等は定期的に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録した上で、改善すべき点があれば速やかに改善すること。特に、児童の日常の遊びや生活に使用される設備等については、毎日点検し、必要な補修等を行うこと。 ②点検先は、事業所・施設内のみならず、公園など定期的に利用する場所も含むこと。 (2)屋外遊具の安全点検が適切に行われているか。(屋外遊具を設置している場合に限る。) 【留意点】 ①屋外遊具については、特に可動・回転系の遊具の可動部品の劣化、木製遊具の腐食等、鉄製遊具のサビ等による事故が多いことから、職員が日常的に定期点検を行うとともに、専門業者により年1回以上の詳細な点検を行うこと。 ②詳細な点検は、遊具の安全基準や規格などを熟知した専門業者により実施される必要があることから、(一社)日本公園施設業協会策定の「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024」に基づき点検を実施できる技術者等により実施すること。また、点検業務の委託に当たっては、点検を実施する技術者の資格要件を仕様書に明記するなど、専門業者による点検が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。 ③施設長は、専門業者による点検への立会い等を通じて点検方法等の理解に努めるとともに、職員に対する遊具の危険箇所の周知や安全教育の実施等により、施設の安全管理に対する共通理解を深めることが望ましい。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R4.12.21 厚生労働省事務連絡)</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>ガイドライン第7章1</p> <p>「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」 (H20.8.29 雇総発第0829002号、障障発第0829001号)</p>	<p>(1)安全計画が策定されていないので策定すること。</p> <p>(2)安全計画が職員に周知されていないので周知すること。</p> <p>(3)安全計画に基づく研修及び訓練が定期的実施されていないので実施すること。</p> <p>(4)児童の保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取組みの内容等を周知していないので周知するよう努めること。</p> <p>(5)定期的な安全計画の見直し及び必要に応じた安全計画の変更が行われていないので改善すること。</p> <p>(1)施設・設備等の定期的な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2)施設・設備等の点検項目が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)屋外遊具について年1回以上の詳細な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(4)屋外遊具の詳細な点検について、点検業務を適正に実施できる者により行われていないので改善すること。</p> <p>(5)職員による屋外遊具の定期点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(6)異常・劣化等の見られた遊具について対策が講じられていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>3 児童の安全管理に関するマニュアルを策定し、職員に共有しているか。</p> <p>【留意点】 以下の事項についてマニュアルにより可視化し、児童館の運営に関係する全ての職員に共有すること。 ・活動時において、児童の動きを把握し、必要な声かけを行うなどの事故防止等に向けた取組について、職員間の役割分担を構築すること。 ・遊具を使用した活動や施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。 ・緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事・ケガ(119番通報)等)を想定した役割分担の整理と掲示、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R4.12.21 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1)児童の安全管理に関するマニュアルが策定されていないので策定すること。</p> <p>(2)児童の安全管理に関するマニュアルの職員への共有が不十分なので全職員に共有すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>4 児童及び保護者への安全指導等を実施しているか。</p> <p>【留意点】 ①児童への安全指導 ・児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること。 ・乳幼児の保護者に対して、家庭における安全教育に関する情報提供を行うこと。 ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。 ②保護者への説明・共有 ・保護者に対し、安全計画やマニュアル等の安全に関する取組みの内容を周知・共有すること。 ・安全計画及び施設が行う安全に関する取組みの内容について、公表しておくことが望ましいこと。</p>		<p>(1)児童及び保護者への安全指導等が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2)児童及び保護者への安全指導等の取組み内容が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>5 施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、置き去り事故防止のため、こどもの乗車及び降車の際に、視認に加え、点呼等によりこどもの所在を確認しているか。 また、利用者に対して、遊びによる育成の一環として交通安全について啓発しているか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の4) ガイドライン第7章1 課長通知5</p>	<p>(1)乗車・降車時に点呼等により児童の所在を確認していないので確認すること。</p> <p>(2)交通安全について啓発により事故防止に取り組むこと。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
	<p>6 性被害防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行っているか。また、こども間での性暴力が発生した際に、適切かつ迅速に対応できるよう体制が構築されているか。</p> <p>【留意点】 ・性被害防止のための啓発においては、文部科学省ホームページで公開されている教材、「生命(いのち)の安全教育」等の活用が考えられる。主たる利用対象を学校教諭としているが、段階に応じた教材が公表されており、児童館でも活用できるものである。また、性暴力に関するパンフレットも内閣府が公開している。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第9条の5) ガイドライン第7章6 課長通知5</p>	<p>(1)性被害防止のための啓発や、事案が発生した際の対応体制ができていないので、取り組むこと。</p>	<p>B-1-(1)</p>
9 サービスの質の評価等				
	<p>1 福祉サービスの第三者評価受審等、サービスの質向上のための取組みをしているか。</p> <p>【留意点】 ・社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける利用者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。 ・子どもだけで利用できる施設である特性を鑑みて、第三者評価の受診に努め、その評価結果は公表すること。 ・運営内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努める。</p>	<p>社会福祉法第78条 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」(H26.4.1 雇児発0401第12号他)(最終改正:H30.3.26) ガイドライン第6章2 課長通知4</p>	<p>(1)サービス評価等、サービスの質の向上のための取組みを行うこと。</p> <p>(2)運営内容に関する自己評価の実施及びその結果の公表に努めること。</p>	<p>B-2</p> <p>B-2</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
II 設備				
1 建物設備の状況				
1 建物の広さが基準面積を下回っていないか。 (児童館) 原則として217.6㎡以上 ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合は185.12㎡以上 (児童センター) 原則として336.6㎡以上 ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合は297㎡以上	設置運営要綱 第23(1)イ、第33(1)ア	(1)建物の広さが基準面積を下回っているので改善すること。	A-1-(1)	
2 必要な設備・備品が備わっているか。 (児童館)・集会室、遊戯室、図書室、便所、事務執行に必要な設備、 必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室、放課後児童クラブ室を設けること。 ※他の社会福祉施設等を併設する場合は、遊戯室、図書室及び放課後児童クラブ室以外の設備について共用可能 ・適当な広場を有すること。 (児童センター)・児童館の設備に加え、遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。 ・野外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。 ・器材については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等。 ・年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品。(児童館も) 【留意点】 乳幼児や障害のあるこどもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。	設置運営要綱 第23(1)ア、第33(1)イ 最低基準第3条 (基準省令第37条) ガイドライン第6章1	(1)必要な設備が不足しているので改善すること。	A-1-(1)	
3 設備構造、施設内外に利用者に危害が及ぶ箇所はないか。また、衛生的であるか。 居室、便所等設備は衛生的であるか。危険性はないか。 施設内にある用具(備品類、遊具等)が清潔であるか。また、危険性はないか。 【留意点】 児童福祉施設の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	最低基準第3条 (基準省令第5条、第10条)	(1)構造設備に危険な箇所があるので改善すること。 (2)衛生管理が不十分であるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)	
4 エレベーターの定期検査を行っているか。 【留意点】 エレベーターの点検を行い、記録しておくこと。 建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 エレベーター 毎年実施	建築基準法第12条第3項 建築基準法施行細則第7条	(1)定期検査を行っていないので実施すること。(対象施設)	B-1-(2)	
5 屋外遊具は安全管理ができているか。 【留意点】 屋外遊具については、特に可動・回転系の遊具の可動部品の劣化、木製遊具の腐食等、鉄製遊具のサビ等による事故が多い。 職員が日常的に定期点検を行い、専門業者により年1回以上詳細な点検を行うこと。	ガイドライン第7章1(2) 「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」 (H20.8.29 雇児総発第0829002号、障障発第0829001号)	(1)屋外遊具について年1回以上詳細な点検がされていないので実施すること。 (2)職員による定期点検がされていないので実施すること。	B-1-(1) B-1-(2)	

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2 衛生管理				
1	水道施設について、適正な管理が行われているか。 小規模受水槽水道、飲用井戸等、条例水道、簡易専用水道、専用水道のそれぞれの基準に適合した管理がされているか。 (水道直結方式で受水槽が無い施設は非該当)	最低基準第3条 (基準省令第10条) 水道法第19条、第20条、第22条、第34条の2 愛媛県水道条例第8条、第9条、同施行規則第8条、第9条	(1)水道法等に定める水槽の掃除等の衛生管理を実施すること。(対象施設)	B-2
2	水道施設について、必要な検査が行われているか。	愛媛県飲用井戸等衛生対策要領(R6.3.27 5環第1067号 愛媛県県民環境部長)	(1)水道法等に定める定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)	B-2
3	浄化槽を使用している場合、適正に保守点検、清掃及び水質検査が行われているか。 (浄化槽が無い施設は非該当)	最低基準第3条 (基準省令第10条) 浄化槽法第10条 浄化槽法第11条	(1)浄化槽の定期的な点検及び清掃を実施すること。(対象施設)	B-2
			(2)浄化槽の定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)	B-2
III 運営				
1 組織・運営管理規程				
1	運営管理規程又はこれに代わる規程を整備しているか。 【留意点】 児童館の運営管理の責任者を定めるとともに、利用することの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護(事業所において児童虐待等が行われた際の対応を含む。)、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報の管理等の法令遵守に努めること。	最低基準第3条 (基準省令第13条) ガイドライン第6章3(4)	(1)運営管理規程等を整備していないので整備すること。 (2)子どもの権利擁護に関し、事業所において児童虐待等が行われた際の対応について規定されていないので、整備すること。	A-1-(1) B-1-(1)
2	運営委員会(運営協議会)を設置しているか。 児童館活動の充実を図るため、子どものほか、児童委員、社会福祉協議会、児童館等を拠点とする地域組織活動等の地域組織(母親クラブ等)の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。 また、子どもを運営協議会の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。	設置運営要綱 第2 3(3)ウ 局長通知 1(3)ア ガイドライン第6章3(3) 課長通知	(1)運営委員会を設置し、その意見を聞くこと。 (2)運営協議会の構成員に児童が入っていないので、児童の参画について積極的に検討すること。	A-1-(1) B-2
3	開館日・開館時間は対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に応じて設定しているか。 (ア)一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮しているか。 (イ)母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用について配慮しているか。 (ウ)日曜・祝祭日の利用は適宜定めているか。 【留意点】 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。	設置運営要綱 第2 3(3)ア 局長通知1(3)エ ガイドライン第6章3(1)	(1)開館日・開館時間は地域の実情に応じて定めること。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>4 業務(事業)日誌を作成しているか。 【留意点】 施設の現状を的確に把握するため、業務(事業)日誌は施設日常業務を一覧できる内容である必要がある。 《必要事項》 ①利用者の状況(特記事項等)、②行事、③職員の状況(休暇、出張)、④その他 ○児童館活動及び運営に関する業務 ア 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。 イ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。 ウ 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。 エ 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。 オ 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。 カ 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。 キ 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条) ガイドライン第5章1</p>	<p>(1)業務(事業)日誌が未作成であるので作成すること。 (2)ア～キのいずれかの業務を行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-2</p>
	<p>5 各職員の職務分掌は明確になっているか。 ※職員の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第13条)</p>	<p>(1)職務分掌が不明確なので改善すること。</p>	<p>B-2</p>
<p>2 職員配置</p>				
	<p>1 児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が2名以上置かれているか。 資格基準は満たされているか。 ・児童厚生員の資格 ①基準省令第38条第2項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) ②保育士 ③社会福祉士 ④学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ⑤教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 ⑥次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては都道府県知事)が適当と認めたもの ・大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ・大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 【留意点】 設置運営要綱において、小型児童館等に置くべき職員について、2名以上の児童厚生員を置くこととする点について、基準省令には配置人数の規定はなく、即ち2名以上の配置は法令上義務付けられたものではないため、来所する児童数等を勘案し、地域の実情に応じ2名のうち1名は児童厚生員を補助する役割の者とすることは、自治体の裁量により可能である。</p>	<p>設置運営要綱第2 3(2) 最低基準第3条 (基準省令第38条) ガイドライン第6章3(6) 「児童館に係るQ&Aについて」(H31.3.29 厚生労働省子育て支援課事務連絡)</p>	<p>(1)職員の配置が不適切であるので改善すること。 (2)資格を要する職種に有資格者が勤務していないので改善すること。 (3)特定の時間帯において、児童厚生員等が2名以上配置されていなかったのを改善すること。</p>	<p>A-1-(1) A-1-(1) B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2	<p>児童厚生員の職務</p> <p>(ア)こどもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握しているか。</p> <p>(イ)こどもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じてこども一人一人とこども集団の主体的な成長を支援しているか。</p> <p>(ウ)発達や家庭環境などの面で特に援助が必要なこどもへの支援を行っているか。</p> <p>(エ)地域のこどもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、こどもの遊びや生活の環境を整備しているか。</p> <p>(オ)児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町や児童相談所と協力しているか。</p> <p>(カ)こどもの活動の様子から配慮が必要とされるこどもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにしているか。</p> <p>(キ)子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めているか。</p>	ガイドライン第5章3	(1)児童厚生員の職務を果たしていないので改善すること。	B-1-(1)
3	<p>施設長の資格</p> <p>健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたもの。</p> <p>国公立の施設にあっては、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p>	「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」(S47.5.17 社庶第83号) (最終改正:H11.3.30)	(1)施設長の資格要件を満たしていないので改善すること。	A-1-(1)
4	<p>施設長の職務</p> <p>(ア)児童館の運営を統括しているか。</p> <p>(イ)児童厚生員が業務を円滑に遂行できるよう指導しているか。</p> <p>(ウ)子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の充実に努めているか。</p> <p>(エ)職員と協力して利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の充実に図っているか。</p> <p>(オ)子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めているか。</p> <p>(カ)必要に応じこどもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しているか。</p>	ガイドライン第5章2 ガイドライン第6章3(6)②	(1)施設長の職務を果たしていないので改善すること。	B-1-(1)
5	<p>(児童センター)必要に応じ、専門的な知識を有する職員を置いているか。</p> <p>体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましい。</p>	設置運営要綱 第3 3(2)	(1)児童センターに必要な専門的知識を有する者を置くことが望ましいので検討すること。	B-1-(2)
3 職場倫理				
1	<p>明文化された児童館職員の倫理規範を持ち、利用者に公開されているか。また、職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守しているか。(ボランティアも同じ)</p> <p>倫理内容</p> <p>(ア)こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。</p> <p>(イ)国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。</p> <p>(ウ)こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。</p> <p>(エ)個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。</p> <p>(オ)保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。</p>	最低基準第3条 (基準省令第5条,第7条) ガイドライン第5章4	<p>(1) 倫理規範が明文化されていないので運営管理規程等に定めること。</p> <p>(2) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守すること。</p> <p>(3) 児童館職員の倫理規範を利用者に公開すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p>4 児童対象性暴力等の防止等のための措置(児童館以外の児童厚生施設は対象外)</p>			
<p>1 犯罪事実確認義務 設置者等(施設運営者)は、児童等対象業務従事者に業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書による「特定性犯罪事実該当者」であるか否かの確認(犯罪事実確認)を行わなければならない。 法の施行時現職者については、施行日から起算して3年以内(R11.12.24まで)に犯罪事実確認を行わなければならない。</p>	<p>学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年6月26日 法律第69号) ※法施行日 令和8年12月25日</p>	<p>(1) 児童対象性暴力等対処規程等の策定を進めること。 (2) 管理責任者の設置を進めること。 (3) 情報管理規程の策定を進めること。</p>	<p>B-2 B-2 B-2</p>
<p>2 安全確保措置(早期把握、相談、調査並びに保護及び支援) ・児童等の日常的な観察や、発達段階及び特性等に応じた定期的な面談又は質問票の使用など、児童対象性暴力等を早期の把握するための措置を実施しているか。 ・早期に把握するための措置を通じて、児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するための措置の具体的内容及び手順を策定し、これらを周知しているか。 ・児童が容易に相談を行うことができるようにするため、相談員の選任と相談窓口の設置及びこれらの周知、外部相談窓口の周知を行っているか。 ・児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認められるときは、その事実の有無及び内容について適切に調査が行われているか。また、児童対象性暴力等を受けたと認められる児童の保護及び支援を適切に実施しているか。</p>			
<p>3 研修の実施 設置者等(施設運営者)は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を従業者に受講させなければならない。 【留意点】 研修は次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせで行うものとする。 ・従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項(児童対象性暴力等が生じる要因及び子どもの権利に関する事項を含む。) ・児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲 ・児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置 ・相談、報告等を踏まえた対応 ・被害児童等の保護及び支援 ・犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応 ・防止措置に係る基礎的事項 ・厳格な情報管理の必要性</p>			
<p>4 帳簿及び定期報告 ・毎年度、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿(犯罪事実確認書管理簿)を作成し、これを保存しなければならない。(保存期間:作成日から5年を経過する年度の年度末) ・犯罪事実確認の実施状況及び記録の管理状況について、前年度の5/1から報告年度の4/30(基準日)の間に対象とされた者に係るものを、5/31までに内閣総理大臣(子ども家庭庁長官に委任)に報告しなければならない。 【留意点】(経過措置) ・帳簿(犯罪事実確認書管理簿)の作成に係る規定は、府令の施行の日(R8.12.25)から令和10年3月31日までの間適用されない。 ・報告に係る規定の読み替え 法施行後、初回の報告は、令和10年5月31日までにしなければならない。報告の対象となる書類は、法施行の日から令和10年4月30日の間に対象とされた者に係る書類となる。</p>			

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>5 情報管理及び帳簿の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者を設置しているか。 ・犯罪事実確認記録等の管理に関する措置に係る規程(情報管理規程)を定め遵守しているか。 ・犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対し適正な取り扱いの周知と必要な研修を行っているか。 ・漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。また、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、直ちに報告(速報)及び30日又は60日以内に所定の報告(確報)を行っているか。 ・情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組んでいるか。 			
IV 職員の処遇				
1 就業規則等の整備				
	1 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	労働基準法第89条、第90条	(1)就業規則の作成・届出を適正に行うこと。	A-1-(1)
	2 就業規則の作成・変更は適正な手続により行われているか。		(2)適正な手続を行うこと。	B-1-(1)
	3 就業規則の内容が関係法令又は労働協約に反していないか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。	労働基準法第92条	(3)規程等の内容に不備があるので是正すること。	B-1-(1)
	4 就業規則等の内容について職員に周知しているか。	労働基準法第106条	(4)就業規則等の内容を職員に周知すること。	B-1-(1)
	5 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	男女雇用機会均等法第6条～第9条	(5)性別による差別的取扱いをしないこと。	B-1-(1)
	6 婚姻、妊娠、出産等を理由として不利益な取扱いをしていないか。	男女雇用機会均等法第6条	(6)婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いをしないこと。	B-1-(1)
	7 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	男女雇用機会均等法第12条、第13条	(7)妊娠中及び出産後の健康管理に関する適正な措置を講ずること。	B-1-(1)
2 ハラスメントの防止				
	1 職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)・セクシャルハラスメント(セクハラ)等の防止のための措置を講じているか。また、パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。	労働施策総合推進法第30条の2	(1)パワハラ・セクハラ等の防止のための措置を講ずること。	B-1-(1)
	(1)施設の方針等を明確化し、職員に周知・啓発しているか。	男女雇用機会均等法第11条	(2)パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っているので改善すること。	B-1-(1)
	(2)相談窓口を設置する等、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。	育児・介護休業法第25条		
	(3)事実関係を確認し、事後の迅速かつ適切な対応に努め、再発防止に向けた措置を講じているか。			
	(4)相談者・行為者等のプライバシーを保護する措置を講ずるとともに、相談したこと等を理由に不利益な取扱いをされない旨を職員に周知・啓発しているか。			
3 労働条件の明示				
	1 職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。	労働基準法第15条	(1)職員の採用時に労働条件を明示すること。	B-1-(1)
	2 非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。		(2)非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示すること。	B-1-(1)
	3 職員から無期労働契約への転換申込みがあった場合、転換した後の労働条件は、原則として、申込み時の有期労働契約と同一の労働条件となっているか。書面で記録を残すことが望ましい。	労働契約法第18条	(3)無期労働契約への転換後の労働条件が不合理なものとなっているので改善すること。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 職員関係、帳簿の整備				
	1 職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成しているか。 2 給与(賃金)台帳を整備しているか。	最低基準第3条 (基準省令第14条) 労働基準法第107条～ 第109条	(1)職員の資格証明書、履歴書、労働者 名簿を作成すること。 (2)給与(賃金)台帳を整備すること。	B-1-(1) B-1-(1)
5 給与規程の作成				
	1 給与規程を作成して、労働基準監督署に届出をしているか。 2 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。 3 給与規程等に従って運用されているか。	労働基準法第89条第2 号	(1)給与規程を整備すること。 (2)労働基準監督署に届け出ること。 (3)給与及び諸手当の支給基準を明確に すること。 (4)給与規程等に従って運用すること。	A-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)
6 賃金の一部の控除協定				
	1 労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結しているか。 2 協定に従って運用されているか。	労働基準法第24条	(1)労働基準法第24条に基づく賃金の一 部の控除に関する協定を締結すること。 (2)協定に従って運用すること。	B-1-(1) B-1-(1)
7 労働時間及び雇用管理等				
	1 労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させていないか。また、休憩時間を除き1日 について8時間を超えて、労働させていないか。 2 時間外及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 3 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 【留意点】 ①1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則等で必要事項を 定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ②1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定及び就業規則で必 要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 4 協定等に従って運用されているか。 5 短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働 者の待遇との間において、不合理な待遇差を設けていないか。 また、差別的な取扱いをしていないか。 【留意点】 ①不合理な待遇差の禁止 職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止 ②差別的取扱いの禁止 職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止 6 短時間・有期雇用労働者の雇入れ時に、雇用管理上の措置の内容について説明しているか。 【留意点】 説明事項：①不合理な待遇の禁止、②差別的取扱いの禁止、③賃金の決定、④教育訓練の実施、 ⑤福利厚生施設、⑥通常の労働者への転換 7 短時間・有期雇用労働者から「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて説明を求められた場 合、適切に対応しているか。また、説明を求めた労働者に対して不利益な取扱いを行っていないか。	労働基準法第32条 労働基準法第36条 労働基準法第32条の2 労働基準法第32条の4 短時間労働者及び有期 雇用労働者の雇用管理 の改善等に関する法律 第8条、第9条 最低賃金法第4条第1項 短時間労働者及び有期 雇用労働者の雇用管理 の改善等に関する法律 第14条	(1)休憩時間を除き1週間について40時間 を超えて、また、休憩時間を除き1日につ いて8時間を超えて、労働させないこと。 (2)時間外・休日労働に関する協定を締結 し、労働基準監督署に届け出ること。 (3)変形労働時間制に関する協定を締結 し、労働基準監督署に届け出ること。 (4)協定等に従って運用すること。 (5)基本給や賞与において、短時間・有期 労働者と通常の労働者(正職員)との間に 不合理な待遇差が認められるので改善す ること。 (6)全ての雇用者に最低賃金を保障する こと。 (7)短時間・有期雇用労働者を雇入れる 時には、必要な事項を説明すること。 (8)通常の労働者(正職員)との待遇差に ついて、短時間・有期雇用労働者から説明 を求められた場合は、説明を行うこと。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
8 休憩、休日			
<p>1 労働基準法第34条及び第35条に基づき、休憩、休日が適正に与えられているか。</p> <p>2 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めているか。</p>	<p>労働基準法第34条、第35条</p> <p>労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条</p>	<p>(1)法に基づいた休憩、休日を適正に与えること。</p> <p>(2)前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
9 時間外労働及び休日労働協定			
<p>1 時間外労働及び休日労働に関する協定(いわゆる三六協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 協定に従って運用されているか。</p> <p>3 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しているか。</p> <p>【留意点】 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。 ①使用者又は労働時間の管理者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。 ②タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。 やむを得ず自己申告により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合は、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて実態調査を実施することなど、労働時間の適正な把握のための措置を講ずる必要がある。</p> <p>4 労働時間の記録に関する書類を保存しているか。</p>	<p>労働基準法第36条</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(H29.1.20 厚生労働省)</p>	<p>(1)時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>(2)協定に従って運用すること。</p> <p>(3)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること。</p> <p>(4)労働時間に関する記録が保存されていないので保存すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
10 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金の支給			
<p>1 労働基準法第37条に基づき、時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金が支給されているか。</p>	<p>労働基準法第37条</p>	<p>(1)時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金を支給すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
11 有給休暇			
<p>1 労働基準法第39条に基づき、適正な有給休暇制度が導入されているか。</p> <p>2 就業規則に時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について、記載しているか。</p> <p>3 法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である職員に対して、その日数のうち年5日について確実に取得させているか。</p>	<p>労働基準法第39条、第89条</p>	<p>(1)適正な有給休暇制度を導入すること。</p> <p>(2)就業規則に時季指定の規定がないので記載すること。</p> <p>(3)対象職員について、年5日確実に取得させること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
12 育児・介護休業規程			
<p>1 育児・介護休業等に関する規程等を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則等への規定も可)</p> <p>2 規程等の内容が関係法令に沿ったものとなっているか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。</p> <p>3 規程等に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>4 規程等の内容について職員に周知しているか。</p>	<p>労働基準法第89条</p> <p>育児・介護休業法第5条～第10条、第12条、第21条</p>	<p>(1)育児・介護休業等に関する規程等の整備・届出を適正に行うこと。</p> <p>(2)規程等の内容に不備があるので是正すること。</p> <p>(3)規定等に基づき運用すること。</p> <p>(4)規程等の内容を職員に周知すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
13 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請				
	1 労働基準法第41条に基づき、監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けているか。	労働基準法第41条	(1)監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けること。	B-1-(1)
	2 許可の内容に従って運用されているか。		(2)許可の内容に従って運用すること。	B-1-(1)
14 社会保険への加入				
	1 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)に加入しているか。	健康保険法第3条 厚生年金保険法第6条 雇用保険法第5条 労働者災害補償保険法第3条	(1)社会保険に加入すること。	A-1-(1)
15 健康診断の実施等職員の健康管理、安全衛生管理体制の整備				
	1 健康診断(雇入れ時、定期)が適正に行われているか。 (1週間の労働時間が通常の労働者の4分の3以上の者は必須、2分の1以上である短時間労働者には健康診断を受診させるのが望ましいとされている。) ※ 休職(休業)中のため定期健康診断を実施しなかった者については、復職(休業等終了)後、速やかに定期健康診断を実施しなければならない。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条～第47条、第51条 最低基準第3条 (基準省令第12条)	(1)健康診断(雇入れ時、定期)を適正に行うこと。	B-1-(1)
	2 健康診断記録が整備されているか。		(2)健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので改善すること。	B-1-(2)
	3 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制が適正に整備されているか。	「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(H31.1.31 基発0130第1号他)	(3)健康診断記録を適正に整備すること。	B-1-(1)
			(4)衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制を適正に整備すること。	B-1-(1)
16 職員研修及び職員の定着化				
	1 職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	最低基準第3条 (基準省令第7条の2)	(1)職員の資質向上のため、計画的に研修(又は学習)機会を確保すること。	B-1-(1)
	2 こどもの権利に関する職員の学習の機会を保障することに努めているか。	社会福祉法第90条第1項	(2)職員の確保及び定着化に積極的に取り組むこと。	B-1-(1)
	3 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。	ガイドライン第5章5	(3)業務体制の確立と業務省力化の推進に努めること。	B-2
	4 業務体制の確立と業務省力化の推進のための取組みを行っているか。		(4)職場環境改善対策の推進に努めること。	B-2
	5 職場環境改善のための対策を推進しているか。			
	【留意点】 職務分掌と指揮命令系統を明確化し、組織運営の健全化を図るとともに、施設長等を中心に風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。			
17 解雇				
	1 解雇の手続きは適正に行われているか。	労働基準法第20条	(1)解雇の手続きを適正に行うこと。	A-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
V 非常災害対策			
1 防火安全対策(火災):(1)防火管理体制			
<p>1 防火管理者を選任し、届け出ているか。</p> <p>2 管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。</p> <p>3 カーテン、じゅうたん等は防災性能を有しているか。</p>	<p>消防法第8条 消防法施行令第3条 消防法施行規則第3条の2</p> <p>消防法8条の3</p>	<p>(1)防火管理者を選任し届け出していないので届け出ること。</p> <p>(2)管理的あるいは監督的地位にある者を選任していないので改善すること。</p> <p>(3)カーテン、じゅうたん等は防災性能を有する製品にすること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
(2)消防計画(施設防災計画)			
<p>1 消防計画(施設防災計画)を作成し、所轄消防署に届け出ているか。変更の届出をしているか。</p> <p>2 消防計画(施設防災計画)を施設の見やすい場所に掲示しているか。</p> <p>【留意点】 (1)消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成する。所轄の消防署に届け出る必要がある。 (2)少人数(消防法で規定されている)の場合には届出の必要性はないが、事業所ごとの防災計画は必要である。</p>	<p>消防法第8条</p> <p>消防法施行規則第3条</p> <p>最低基準第4条</p>	<p>(1)消防計画(施設防災計画)を作成していないので作成すること。</p> <p>(2)消防計画を所轄消防署に届け出ないで改善すること。</p> <p>(3)消防計画(施設防災計画)の内容に不備があるので改善すること。</p> <p>(4)消防計画(施設防災計画)を掲示していないので掲示すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
(3)消防署立入検査			
<p>1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。</p>	<p>消防法第4条</p>	<p>(1)消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていないので改善すること。</p> <p>(2)消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
(4)訓練の実施			
<p>1 非常災害に対する訓練を法令・通知等で定められている回数以上実施しているか。</p> <p>【留意点】 避難訓練及び消火訓練は、少なくとも月1回以上実施しなければならない。 なお、避難訓練には地震、津波、風水害等を想定したものを含み、不審者を想定したものを除く。</p>	<p>消防法施行令第3条の2第2項</p> <p>最低基準第4条</p>	<p>(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施すること。</p> <p>(2)実施方法が不適切であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
<p>2 訓練結果の記録の整備をしているか。 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。</p>	<p>消防法施行規則第4条の2の4</p>	<p>(1)訓練記録を整備すること。</p> <p>(2)訓練記録が不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
(5)保安設備			
<p>1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 (1)防火管理者は、消防用設備等の点検及び整備が義務付けられている。 (2)消防法第17条の3の3に、消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務付けられている。</p>	<p>消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項</p> <p>消防法施行規則第31条の6</p>	<p>(1)消防用設備等の点検及び報告をしていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>2 消防用設備等の自主点検をしているか。 ※消防用設備等の点検及び整備を行い、年1回消防署へ届け出ること。外部の有資格業者に委託して行うこともできる。(保守契約必要)</p>	<p>消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6</p>	<p>(1)消防用設備等の自主点検をしていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>3 点検後の不良箇所は改善しているか。</p>	<p>消防法第17条第1項</p>	<p>(1)点検後の不良箇所を改善していないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	4 消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置しているか。	最低基準第4条	(1)非常災害に必要な設備を設置していないので 設置すること。	B-1-(1)
	5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員50人以上の場合に設置 ②非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員20人以上50人未満の場合に設置	消防法施行令第24条	(1)非常警報器具又は非常警報設備が未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
	6 消防機関へ通報する設備を設置しているか。 自動火災報知機等を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①自動火災報知機設備…延面積が300㎡以上の防火対象物 ②消防機関へ通報する火災報知設備…延面積が500㎡以上の防火対象物 ③漏電火災報知機…延面積が300㎡以上で、又は契約電気量50Aを超える防火対象物で、特定の場所を準不燃材以外の材料で造ったもの	消防法施行令第21条、第22条、第23条	(1)消防機関へ通報する設備を未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
	2 地震、津波災害対策： (1) 施設防災計画等			
	1 地震、津波が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条	(1)施設防災計画を策定していないので策定すること。 (2)施設防災計画を掲示していないので掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員等に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	3 避難、救出等の必要な訓練を行っているか。		(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
	5 津波災害警戒区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある避難促進施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	津波防災地域づくり法第71条	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	6 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
(2)耐震対策				
1	耐震診断が義務付けられている建築物に該当する場合、耐震診断が実施されているか。 昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの ・耐震診断義務付け対象建築物 階数2以上かつ5,000㎡以上 ・指示対象となる特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ2,000㎡以上 ・特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ1,000㎡以上 【留意点】 現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物に対し、耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられていること。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号、第15条第2項、附則第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条、第8条、附則第2条	(1)耐震診断を実施していないので実施すること。	B-1-(1)
2	耐震診断の結果に基づき、耐震改修が行われているか。		(1)耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行っていないので行うこと。	B-1-(1)
3	地震時の総合的な安全対策が行われているか。 【留意点】 ・窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止 ・ブロック塀の倒壊防止 等	最低基準第3条 (基準省令第5条)	(1)総合的な安全対策を行うこと。	B-1-(1)
3 風水害、土砂災害対策(1)施設防災計画				
1	風水害、土砂災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条	(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
2	施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員及び入所者に周知しているか。	「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(H29.6 厚生労働省、国土交通省)	(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(1)
3	避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	最低基準第4条	(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
4	訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
(2)危険区域の指定等				
1	指定区域に所在しているか否かを点検・確認を行っているか。 ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流発生危険渓流、なだれ危険箇所、ため池注意箇所、災害危険区域、宅地造成工事規制区域	社施第102号通知	(1)指定区域に所在しているか否かを点検・確認すること。	B-1-(1)
2	土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2 水防法第15条の3	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2
4 原子力災害対策				
	1 原子力災害対策重点区域に所在しているか否かを把握しているか。 PAZ(原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域:伊方町) UPZ(原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域 :伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)	「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」(R7.1修正版)(第2編第8章 2-8-5 3社会福祉施設等管理者の活動)	(1)重点区域に所在しているか否かを把握すること。	B-1-(1)
	2 原子力災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。	「社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」作成ガイドライン」(H25.4 愛媛県保健福祉部)	(1)施設防災計画を策定すること。	B-1-(1)
	3 組織体制が整備されているか。 重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めているか。 ※重点市町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)(以下同じ。)		(2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(2)
	4 緊急連絡体制を整備しているか。 重点市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めているか。	最低基準第4条	(1)組織体制を整備すること。	B-1-(1)
	5 重点市町の協力を得て、施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的に行っているか。		(1)緊急時連絡体制を整備すること。	B-1-(1)
	6 利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めているか。		(1)防災教育及び定期的な訓練を実施すること。	B-1-(1)
			(1)利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めること。	B-1-(1)
5 備蓄品の確保				
	1 災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めているか。 【留意点】 災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるよう努めること。	最低基準第4条 ガイドライン第7章4(4)	(1)災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めること。	B-1-(1)
	2 備蓄品の適正管理に努めているか。		(2)地域の避難所として必要な物品等を備えるよう努めること。	B-2
			(1)備蓄品リスト等を作成し、適切に管理すること。	B-2
6 福祉避難所の指定等				
	1 福祉避難所について、制度(又は指定されていること)を認識しているか。	愛媛県地域防災計画 災害対策基本法第49条の7	(1)制度の認識に努めること。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 業務継続計画(BCP)の策定				
	1 業務継続計画(BCP)を策定しているか。また、定期的に業務継続計画の見直しを行っているか。 【留意点】 業務継続計画において、児童館の機能・役割の継続について検討し、こどもが安全に過ごすことができる場等が確保されるよう配慮すること。 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時の対応方針を市町や保健所との連携のもとあらかじめ定めておくこと。また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。 【参考】 「児童福祉施設等における業務継続計画等について」(R4.12 厚生労働省事務連絡)において、業務継続計画の策定等の参考資料として、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」や業務継続計画のひな形などが示されているので、必要に応じて参照すること。	最低基準第3条 (基準省令第9条の3)	(1)業務継続計画(BCP)を策定すること。	B-1-(1)
	2 業務継続計画の内容を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。	愛媛県防災対策基本条例第19条 ガイドライン第7章3.4	(2)作成後も定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。 (3)業務継続計画の内容を職員に周知していないので周知すること。 (4)業務継続計画に関して、必要な研修及び訓練を実施していないので実施するよう努めること。 (5)感染症や食中毒等の発生時の対応方針を定めておくこと。また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。	B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2) B-2
VI 防犯対策				
1 防犯体制				
	1 来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認すること。	B-1-(2)
	2 防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。 【留意点】 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力を得ること。		(2)防犯講習や防犯訓練を定期的実施すること。	B-1-(2)
	3 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。		(3)門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検すること。	B-1-(2)
	4 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者や家族に対して注意喚起を行っているか。		(4)危険箇所を把握し、注意喚起を行うこと。	B-1-(2)
	5 施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。		(5)施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。	B-1-(2)
2 防犯対策の点検状況				
	1 「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(平成28年10月)に基づき、実情に応じた点検項目についてチェックリストを作成しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部) ガイドライン第7章4	(1)チェックリストを作成すること。	B-1-(2)
	2 チェックリストにより定期的な防犯点検を行い、必要な措置を講じているか。		(2)チェックリストによる定期的な防犯点検を実施すること。	B-1-(2)
	3 来館時、帰宅時において、地域ぐるみの安全確保対策に取り組んでいるか。 【留意点】 来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成30年7月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。		(2)来館時、帰宅時における安全確保対策が不十分であるので、保護者や地域と連携して取り組むこと。	B-2

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
VII その他				
1 会計経理(全般)				
1	経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	児発第471号通知	(1)必要な規程が整備されていないので整備すること。 (2)不適切な会計処理が行われているので是正すること。 (3)経理規程等に基づく適正な経理処理が行われていないので改善すること。 (4)事務処理等に誤りがあるので改善すること。	A-1-(1) A-1-(1) B-1-(1) B-2
2	会計諸帳簿及び証憑書類が適正に整備されているか。	雇児発第488号通知	(1)会計諸帳簿が適正に整備されていないので改善すること。 (2)証憑書類が適切に保存されていないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
3	財務会計に係る内部統制が確立され、適正に機能しているか。	「社会福祉法人の認可について」(H12.12.1 障発第 890号他)	(1)内部統制が存在しないので是正すること。 (2)内部統制の整備・運用に不備があるので改善すること。	A-1-(1) B-1-(2)
2 現金・預金の管理等				
1	現金・預金の残高管理や通帳・印鑑等の管理は適正か。 【留意点】 現金、通帳及び印鑑は、金庫等鍵のかかる場所で保管しているか。通帳と通帳印は、別々の者が管理しているか。(一人で取り扱えるようになっていないか。)	雇児発第0427第7号通知 「社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について」 (H31.3.27 30保第1334号愛媛県保健福祉部長通知)	(1)現金・預金の残高管理や通帳・印鑑の管理が適正でないので是正すること。	B-1-(1)
2	会計事務を相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されているか。		(1)会計事務を相互に牽制できる事務分掌又は職務権限が確立されていないので是正すること。	B-1-(1)
3 入札方法、契約手続等				
1	稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	雇児発第0427第7号通知	(1)稟議書等で意思決定の過程が明確になっていないので改善すること。	B-1-(2)
2	予定価格が適正に設定されているか。	雇児総発0329第1号通知	(1)予定価格が適正に設定されていないので改善すること。	B-1-(2)
3	契約書又は請書等の必要書類が作成されているか。		(1)契約書又は請書が作成されていないので作成すること。	B-1-(2)
4	随意契約とする理由が明示されているか。		(1)随意契約とする理由を明示されていないので改善すること。	B-1-(2)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 運営費(措置費)の運用				
	1 積立金の目的外使用がある場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。 ※一定の要件を満たす場合は、県の承認(事前協議)は不要	雇児発第0312001号通知 雇児福発第0312002号通知	(1)積立金の目的外使用について、理事会の承認、県の承認を受けていないので改善すること。	A-1-(1)
	2 前期末支払資金残高を取り崩している場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。 ※一定の要件を満たす場合、自然災害その他やむを得ない理由がある場合及び事業活動収入計(予算額)の3%以下の場合は、県の承認(事前協議)は不要		(2)前期末支払資金残高の取り崩しについて、理事会の承認、県の承認を受けていないので改善すること。	A-1-(1)
	3 前期末支払資金残高が運営費(措置費)収入の30%を超えていないか。		(3)前期末支払資金残高が運営費(措置費)収入の30%を超えているので30%以下の保有とすること。	A-1-(1)
	4 運営費(措置費)の貸付はないか。 ※同一法人内の各施設、本部への貸付は、やむを得ない場合に年度内に限り可能		(4)運営費(措置費)の貸付残高が認められたので同一法人内の各施設、本部への貸付は、年度内に解消すること。	A-1-(1)
5 その他支出				
	1 不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。 【留意点】 いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生じることがないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合すること。 また、金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか確認すること。	雇児発第488号通知	(1) 不適切な会計支出が認められたので是正すること。	B-1-(1)
			(2) 不明瞭な出納が見受けられるので改善すること。	B-1-(2)